遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項をよく確認しながら，遺言書を作成してください。

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地
遺言者の本籍地
遺言者が所有する不動産の所在地
} **のいずれかを管轄する遺言書保管所**

ただし，既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には，その遺言書保管所になります。

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください。
申請書の様式は，法務省 HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）からダウンロードできます。また，法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

5 保管の申請をする

次のアからオまでのものを持参して，予約した日時に遺言者本人が，遺言書保管所にお越しください。

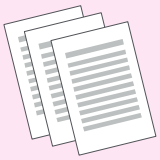

☐ **ア遺言書**
ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。

☐ **イ申請書**
あらかじめ記入して持参してください。

☐ **ウ添付書類**
本籍の記載のある住民票の写し等（作成後３か月以内）
※遺言書が外国語により記載されているときは，日本語による翻訳文

☐ **エ本人確認書類（有効期限内のものをいずれか１点）**
マイナンバーカード　運転免許証　運転経歴証明書　旅券　乗員手帳
在留カード　特別永住者証明書

☐ **オ手数料**
遺言書の保管の申請の手数料は，１通につき **3,900円**です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。
※一度保管した遺言書は，保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

6 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

保管証

手続終了後，遺言者の氏名，出生の年月日，遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧，保管の申請の撤回，変更の届出をするときや，相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに，保管番号があると便利ですので，大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には，保管証を利用されると便利です。